

令和8年度 経営安定融資（経営一般）要領

（米国関税措置関連）

1 目的

米国関税措置を発端として事業活動に影響が生じる中小企業者等を「令和8年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。） 第5 経営の安定化資金 1 経営安定融資 二 経営安定融資（経営一般）」の融資対象として知事指定し、資金的な支援を行うことにより、経営の安定を図ることを目的とする。

2 定義

要項総則の2及び次の表に定めるとおりとする。

用語	定義
米国関税措置	令和7年4月以降に新たに適用された米国による関税措置等のこと

3 融資対象

次の（1）から（4）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）要項総則の3に定める融資対象の基本要件を満たすこと。
- （3）米国関税措置を発端として事業活動に影響を受けていること。
- （4）「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較して減少していること。

4 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利 総則の4「融資利率一覧表【責任共有対象】【責任共有対象外】利率区分②」に定めるとおりとする。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の2分の1を補助する。
保証人	要項総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	要項総則の4に定めるとおりとする。

5 融資の申込み

(1) 融資申込受付時期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

(2) 融資申込受付機関

指定金融機関のみとする。なお、申込人と与信取引を有している金融機関による取扱いを原則とする。

(3) 融資申込みに必要な書類

次の表(1)から(3)までの書類のとおりとする。

書 類 名	必要部数
(1) 要項総則の5に定める書類	所定部数
(2) 「経営一般（米国関税措置関連）」該当届 (3) 融資対象であることが確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）	各1部

6 融資申込受付後の処理

要項総則の6に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

「経営一般（米国関税措置関連）」該当届

年 月 日

(申込者) 住 所
名 称
代表者

米国関税措置を発端として、以下の該当事由のとおり事業活動に影響が生じているので、経営安定融資「経営一般（米国関税措置関連）」の融資対象に該当することを届け出ます。

【該当事由】

1 米国関税措置を発端として事業活動に影響を受けている理由と、本融資による業況改善に向けた取組

--

2 事業活動への影響

「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して減少している。

最近3か月間の実績 又は今後3か月間の見込	年 月	年 月	年 月	合計(a)	減少率
	千円	千円	千円	千円	
前年同期の実績	年 月	年 月	年 月	合計(b)	%
	千円	千円	千円	千円	

※売上実績が確認できる書類や売上見込の算出にあたり参照した書類を添付すること。(試算表、帳簿の写し等)

【注意事項】

- この該当届は、融資申込書の添付資料として、融資申込窓口に提出してください。
- この該当届は、融資申込みの資格要件です。虚偽等により内容に齟齬があった場合には、融資が受けられないことがあります。
- この該当届は、あくまで融資対象に該当することを届け出るものであり、金融機関及び保証協会が融資の審査を別に行います。その審査によって、融資の諾否や融資金額が決定されます。

----- 金融機関使用欄 -----

申込者が本制度の要件を満たしていることを確認しております。

西暦 年 月 日

金融機関本・支店名

確認者名